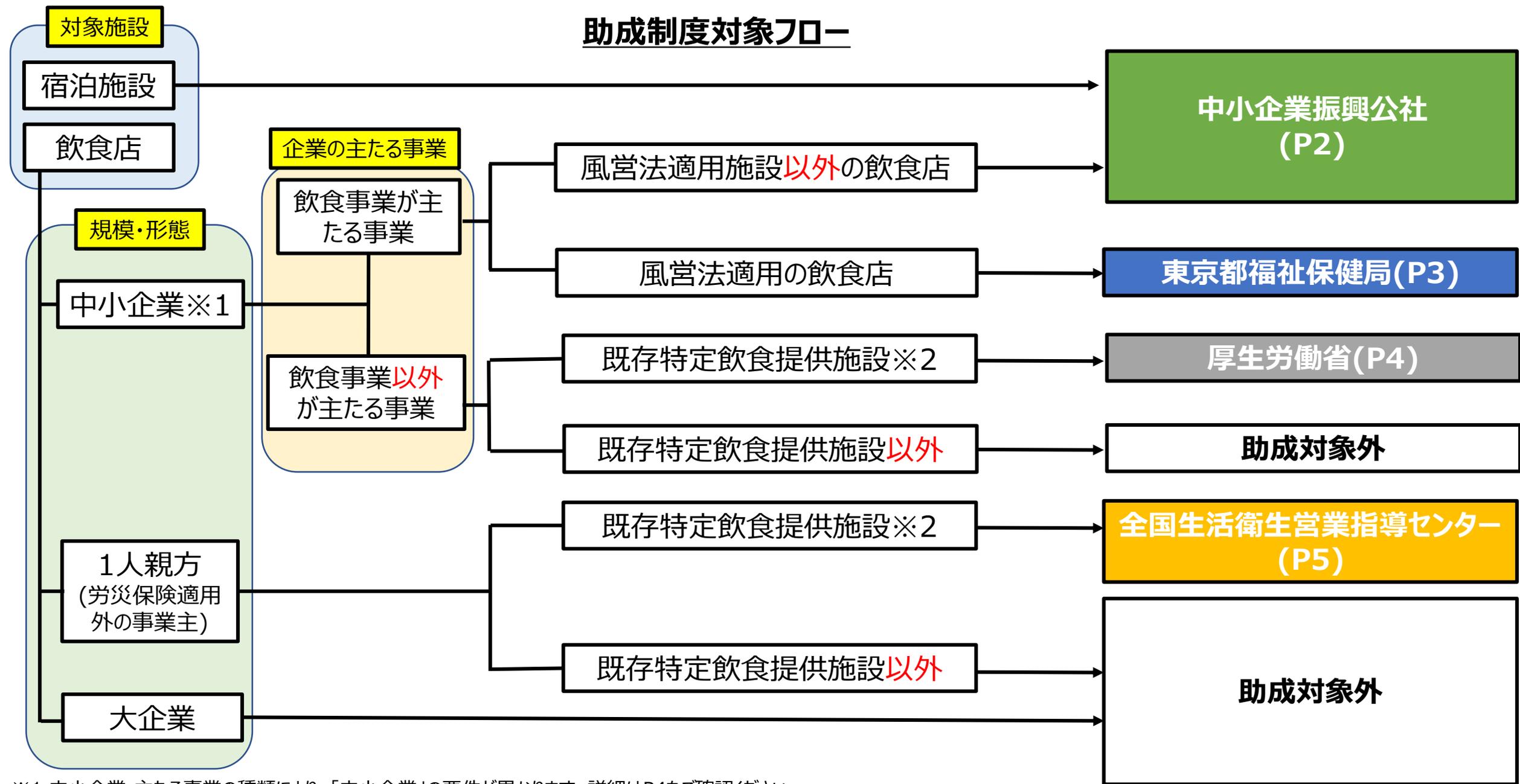


助成制度対象フロー



※1 中小企業:主たる事業の種類により、「中小企業」の要件が異なります。詳細はP4をご確認ください。

※2 既存特定飲食提供施設:健康増進法で定める既存特定飲食提供施設(資本金5,000万円以下、客席面積100㎡以下、2020年3月31日までに開業)となります。
⇒都既存特定飲食提供施設(資本金5,000万円以下、客席面積100㎡以下、2020年3月31日までに開業、従業員無し)とは異なります

飲食事業者向け経営基盤強化支援事業(受動喫煙防止対策) ～公益財団法人東京都中小企業振興公社～

➤ 事業内容

- 受動喫煙防止対策に必要な経費の一部を助成
- 飲食店の経営に精通した専門家による無料のコンサルティング

➤ 助成対象

- 都内で宿泊施設を営む者
- 都内で飲食店を営む中小事業者（風営法が適用されるバー・スナック、ナイトクラブ等の飲食店は対象外）

※中小事業者：資本金5,000万円以下もしくは常時雇用する従業員が50人以下のどちらか一方を満たす事業者

➤ 助成対象事業

事業内容	主な要件	助成額	助成率
喫煙専用室の設置	<ul style="list-style-type: none"> • 喫煙専用室等の出入口で喫煙室内に向かう風速が0.2m/秒以上 • 壁/天井により区画されていること • 屋外に排気されていること 	400万円	2/3 (中小飲食店で客席面積が100㎡以下の場合は9/10)
加熱式たばこ専用喫煙室の設置			
東京都「外国人旅行者の受入れに向けた宿泊・飲食施設の分煙環境整備補助」事業を通じて取得した分煙設備の撤去等		150万円	2/3

※助成金申請書受理期限は令和5年9月15日(金)16時45分まで※予算に達し次第募集終了

※交付決定日から工事等に着手し、令和6年2月20日(火)までに公社に請求書を提出

※専門家によるコンサルティングは1企業あたり8回まで、令和5年9月15日(金)16時45分までに申し込み

➤ 詳細

- 公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部 経営戦略課 03-5816-8730
- <https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/jyudoukitsuen-boushitaishaku.html>

詳細はHPにてご確認ください

受動喫煙防止対策補助金 ～東京都福祉保健局～

➤ 事業内容

- 受動喫煙防止対策に必要な経費の一部を助成

➤ 助成対象

- 都内で飲食店を営む中小事業者のうち、風営法に規定するバー・スナック、ナイトクラブ等

※中小事業者：資本金5,000万円以下もしくは常時雇用する従業員が50人以下のどちらか一方を満たす事業者

➤ 助成対象事業

事業内容	主な要件	助成額	助成率
喫煙専用室の設置	・喫煙専用室等の出入口で喫煙室内に向かう風速が0.2m/秒以上 ・壁/天井により区画されていること ・屋外に排気されていること	400万円	客席面積100㎡以下の中小飲食店：9/10 客席面積100㎡超の中小飲食店：2/3
加熱式たばこ専用喫煙室の設置			

※申請受付は令和5年9月15日(金) 17時まで

➤ 詳細

- 受動喫煙防止対策に係る相談窓口 0570-069690
- <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kitsuen/insyokutentaisaku/insyokutenhojo/index.html>

詳細はHPにてご確認ください

➤ 事業内容

- 中小企業事業主による受動喫煙防止のための施設設備の整備に対し助成

➤ 助成対象

- 労働者災害保険の適用事業主であり、中小企業事業主であること
 - ✓ 対象となる施設は「既存特定飲食提供施設」に限る

業 種		常時雇用する労働者数※	資本金※
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

各業種ごとの中小企業主の要件

※常時雇用労働者数、資本金のどちらかを満たせば該当

➤ 助成対象事業

事業内容	主な要件	助成額	助成率
喫煙専用室の設置	・喫煙専用室等の出入口で喫煙室内に向かう風速が0.2m/秒以上 ・壁/天井により区画されていること ・屋外に排気されていること	100万円	主たる業種が飲食店の場合：2/3 主たる業種が飲食店以外の場合：1/2 ※1㎡あたり60万円までの上限あり
加熱式たばこ専用喫煙室の設置			

※令和6年1月31日(水)までに申請

➤ 詳細

- <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

詳細はHPにてご確認ください

➤ 事業内容

- 受動喫煙防止対策に必要な経費の一部を助成

➤ 助成対象

- 労働者災害補償保険の適用対象外となっている事業主(いわゆる1人親方)であり、生活衛生関係営業を営み既存特定飲食提供施設であること

➤ 助成対象事業

事業内容	主な要件	助成額	助成率
喫煙専用室の設置・改修	<ul style="list-style-type: none"> • 喫煙専用室等の出入口で喫煙室内に向かう風速が0.2m/秒以上 • 壁/天井により区画されていること • 屋外に排気されていること 	100万円	2/3
加熱式たばこ専用喫煙室の設置・改修			
喫煙可能室・喫煙目的室の設置・改修			
脱煙機能付き喫煙ブースの設置・改修	<ul style="list-style-type: none"> • 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること • 当該装置により浄化され室外に排気される空気における浮遊粉塵の量が0.015mg/m³以下であること 		
屋外喫煙所(閉鎖型)の設置・改修	<ul style="list-style-type: none"> • 換気装置によりたばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること • 当該喫煙所の直近の建物の出入口等における浮遊粉塵濃度が増加しないこと 		

※1㎡あたり60万円までの上限あり

➤ 詳細

- 全国生活衛生営業指導センター企画部 03-5777-0341
- <https://www.seiei.or.jp/smoking/index.html>

詳細はHPにてご確認ください